

瑞穂市男女共同参画基本計画 変更点まとめ

第1次 瑞穂市男女共同参画基本計画
<b>基本目標1 意識改革による人づくり</b>
<b>主要課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発</b> (1) 固定的な性別役割分担をなくすための広報・啓発の意識
<b>主要課題2 男女の人権尊重とあらゆる暴力の根絶</b> (1) 人権尊重に関する意識の啓発 (2) 暴力の根絶の推進
<b>主要課題3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進</b> (1) 家庭教育における男女共同参画の推進 (2) 就学前教育における男女共同参画の推進 (3) 学校教育における男女共同参画の推進 (4) 生涯学習における男女共同参画の推進
<b>主要課題4 メディアにおける男女共同参画の推進</b> (1) 男女共同参画の視点を持った表現活動の推進
<b>基本目標2 男女がともにつくるまちづくり</b>
<b>主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進</b> (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
<b>主要課題2 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進</b> (1) 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大 (2) 環境保全分野への男女共同参画の拡大
<b>主要課題3 国際化に対応した男女共同参画の推進</b> (1) 国際的な男女共同参画に関する理解の促進
<b>基本目標3 だれもが安心して暮らせる環境づくり</b>
<b>主要課題1 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援</b> (1) 仕事と家庭生活・地域生活の両立に向けた啓発の推進と支援
<b>主要課題2 生涯を通じた男女の健康支援</b> (1) 生涯を通じた健康づくりの推進 (2) 母性保護と母子保健サービスの充実
<b>主要課題3 社会的支援にかかわる環境の整備と支援</b> (1) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 (2) 高齢者等の社会の参画と生きがい対策の充実 (3) あらゆる家族形態に対応した支援の充実
<b>主要課題4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b> (1) 職場における男女共同参画推進のための環境整備 (2) 男女の多様な働き方の支援

第2次 瑞穂市男女共同参画基本計画
<b>基本目標1 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり</b> ①
<b>主要課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発</b> (1) 固定的な性別役割分担をなくすための広報・啓発の充実
<b>主要課題2 人権尊重意識の醸成</b> (1) 人権尊重に関する啓発の強化
<b>主要課題3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進</b> (1) 保育・教育における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画に関する学習機会の充実
<b>基本目標2 だれもが活躍できるまちづくり</b> 【瑞穂市女性活躍推進計画】 ③
<b>主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進</b> (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
<b>主要課題2 男性中心型労働慣行等の変革とワークライフバランスの推進</b> (1) 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援
<b>主要課題3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b> ⑤ (1) 職場における男女共同参画推進のための環境整備 (2) 多様な働き方の支援
<b>基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちづくり</b> ⑥
<b>主要課題1 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進</b> (1) 家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援 (2) 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大
<b>主要課題2 生涯を通じた男女の健康支援</b> (1) 生涯を通じた健康づくりの土台を築く (2) 安心して楽しく出産や子育てを行うための情報と場の提供
<b>主要課題3 困難な状況におかれている人々への支援</b> (1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 (2) 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
<b>主要課題4 あらゆる暴力の根絶におけた支援</b> 【瑞穂市DV防止対策基本計画】 ②・⑦ (1) DVを予防するための対策の充実 (2) DV被害者の安全確保と自立支援 (3) 相談業務の充実と関係機関との連携

主な変更内容
①基本目標1の名称を「男女共同参画の意識を高め合うまちづくり」に変更 ⇒市民意識調査結果から、今後に向けて取り組むべき事項として、固定的性別役割分担の解消に向けた啓発が挙げられた。引き続き男女平等の実現に向けた意識啓発に重点的に取り組むため。
②“暴力の根絶”に関する内容は【配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】である基本目標3へ移動。

③基本目標2の名称を「だれもが活躍できるまちづくり」に変更。 ⇒性別にとらわれず、すべての人が社会に参画できるまちづくりを進める必要があるため。
③基本目標2を【女性活躍推進計画】として位置付ける。 ⇒国が、地方自治体で女性活躍についての推進計画を策定(努力義務)すると定めたため。 ⇒市民意識調査の結果から、女性が能力を十分に発揮できる環境の整備、仕事と家庭を両立(ワークライフ・バランス)しやすい環境の整備が課題として挙げられたため。ここに基づき、女性の活躍推進事業を進めていく。
④「基本目標3主要課題1 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援」のうち、「仕事と家庭生活の両立に関する内容を 基本目標2主要課題2 へ移動。(地域生活に関する内容は、基本目標3の位置づけのまま)」
⑤基本目標3主要課題4「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」を【女性活躍推進計画】である基本目標2主要課題3へ移動。

⑥基本目標3の名称を「だれもが安心して暮らせるまちづくり」に変更 ⇒計画の趣旨に合わせた表現とするため。
⑦主要課題4を【配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】として位置付ける。 ⇒「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を男女共同参画プランと一本化するため。
⑧基本目標2主要課題3「国際化に対応した男女共同参画の推進」を基本目標3主要課題3「困難な状況におかれている男女への支援」の「(1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備」に変更 ⇒瑞穂市ではひとり親家庭や外国人も増えてきており、様々な「困難な状況におかれている人々」を対象としていかなければならない。支援の対象として「高齢者」しか想定させかねない1次計画の表現を改める。
⑨基本目標2主要課題2「防災・災害復興分野への女性の参画の拡大」を基本目標3主要課題1へ移動 ⇒防災・災害復興分野への女性の参画は地域で進めていく必要があるため。 ⇒住民の防災に対する意識が高まり、その中でも女性の視点からの防災対策の必要性が重要視されているため。 ⇒国の第5次計画に「防災(復興)における男女共同参画の推進」が掲げられているため。